

## (7) 心身障害者扶養共済制度



### ❁ 内容

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡、重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

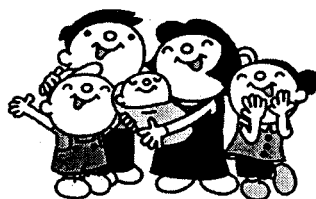
### ❁ 加入資格・対象障がい者

加入資格者	共済の対象となる心身障がい者
心身障がい者の保護者で、次の条件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢が65歳未満の方</li> <li>・ 県内に住所がある方</li> <li>・ 特別の疾病や障がいがない方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障がい者</li> <li>・ 身体障害者手帳1～3級所持者</li> <li>・ 障がいの程度が上記と同程度と認められる方</li> </ul>

### ❁ 掛金（1口につき）

加入時の年齢	掛金額
34歳まで	月額 9,300円
35歳～39歳	11,400円
40歳～44歳	14,300円
45歳～49歳	17,300円
50歳～54歳	18,800円
55歳～59歳	20,700円
60歳以上	23,300円

- ・ 心身障がい者1人につき2口まで加入できます。
- ・ 20年以上加入した方（S61.3.31以前に45歳未満で加入した人は25年）でかつ65歳以上の方は、掛金が免除されます。



### ❁ 掛金の減免と助成

低所得世帯は、県による掛金の減免を受けることができます。また、市では、県による掛金の減免対象者に対し、減免後の掛金の2分の1の助成を行っています。（1口目のみ）

区分	減免	助成
生活保護世帯	全額免除	—
市町村民税非課税世帯	50%減免	減免後の2分の1助成
市町村民税均等割のみ課税世帯	30%減免	

### ❁ 年金等の支給

- ・ 年金：加入者が死亡または重度障がいになったとき、心身障がい者に支給します。
- ・ 弔慰金：加入者の生存中に心身障がい者が死亡したときに支給します。
- ・ 脱退一時金：加入期間5年以上の加入者が脱退したときに支給します。